

「エンドレス型自動積立定期預金規定」新旧対照表

改定前	改定後
4.（口座振替による預け入れ） （１）振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法は、別に提出された「口座依頼書」に記載のとおりとします。ただし、振替日において、振替払出口座の預金残高が振替金額にみたないとき、または、振替払出口座が総合口座の場合で、貸越金の極度額を超過するとき、あるいは、カードローン口座でカードローン貸越が発生または増加する場合は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。 （２）振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法を変更する場合、ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面にて当店に届出てください。	4.（口座振替による預け入れ） （１）振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法は、別に提出された「口座依頼書」に記載のとおりとします。ただし、振替日において、振替払出口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または、振替払出口座が総合口座の場合で、貸越金の極度額を超過するとき、あるいは、カードローン口座でカードローン貸越が発生または増加する場合は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。 （２）振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法を変更する場合、ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面にて当店に届出てください。 <u>（３）口座振替に際しては、後記の口座振替契約内容が適用されます。</u>
5.（預金の種類・期間・継続の方法等） （１）（預金の種類・期間等） 預け入れ[後記（２）に規定する継続を含む]のつど預入日の１年後の応当日を据置期間満了日として、３年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの自由金利型の期日指定定期預金（以下「期日指定定期預金」という。）を作成します。 （２）（継続の方法） ①この預金[後記（３）による一部解約後の残りの預金を含む。]は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 ②略 ③略 ④略 （３）略	5.（預金の種類・期間・継続の方法等） （１）（預金の種類・期間等） 預け入れ[下記（２）に規定する継続を含む]の都度、預入日の１年後の応答日を据置期間満了日として、３年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの自由金利型の期日指定定期預金（以下「期日指定定期預金」という。）を作成します。 （２）（継続の方法） ①この預金[下記（３）による一部解約後の残りの預金を含む。]は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。 ②略 ③略 ④略 （３）略
自動積立定期預金申込書に記載 口座振替契約内容 １．上記定期預金預金者が貴行と契約した上記内容に基づき、振替払出口座から払出し上記口座を作成すること、および2回目以降の預入（積立）を行うことを依頼します。 ２．この取扱いについては、貴行当座勘定規定または普通預金規定に拘わら	本規定に記載 口座振替契約内容 １．定期預金預金者が貴行と契約した内容に基づき、振替払出口座から払出し定期預金口座を作成すること、および2回目以降の預入（積立）を行うことを依頼します。 ２．この取扱いについては、貴行当座勘定規定または普通預金規定に拘わら

ず、小切手の振出または普通預金通帳の提示と同払戻請求書の提出を行いません。 3. 払出しおよび定期預金の預入（積立）について、その通知を私共へする必要はありません。 4. 積立金額等を変更する場合は、別途変更届によりお届けします。 5. この取扱いについて万一紛議等が生じましても私共において解決し、貴行に対して迷惑及び損害をかけません。	ず、小切手の振出または普通預金通帳の提示と同払戻請求書の提出を行いません。 3. 払出しおよび定期預金の預入（積立）について、その通知を私共へする必要はありません。 4. 積立金額等を変更する場合は、別途変更届によりお届けします。 5. この取扱いについて万一紛議等が生じましても私共において解決し、貴行に対して迷惑及び損害をかけません。
---	---

「満期日指定型自動積立定期預金規定」新旧対照表

改定前	改定後
3.（口座振替による預け入れ） （1）振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法は、別に提出された「口座依頼書」に記載のとおりとします。ただし、振替日において、振替払出口座の預金残高が振替金額にみたないとき、または、振替払出口座が総合口座の場合で、貸越金の極度額を超過するとき、あるいは、カードローン口座でカードローン貸越が発生または増加する場合は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。 （2）振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法を変更する場合、ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面にて当店に届出てください。	3.（口座振替による預け入れ） （1）振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法は、別に提出された「口座依頼書」に記載のとおりとします。ただし、振替日において、振替払出口座の預金残高が振替金額に満たないとき、または、振替払出口座が総合口座の場合で、貸越金の極度額を超過するとき、あるいは、カードローン口座でカードローン貸越が発生または増加する場合は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。 （2）振替払出口座、振替日、振替金額、振替方法を変更する場合、ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面にて当店に届出てください。 <u>（3）口座振替に際しては、後記の口座振替契約内容が適用されます。</u>
自動積立定期預金申込書に記載 口座振替契約内容 1. 上記定期預金預金者が貴行と契約した上記内容に基づき、振替払出口座から払出し上記口座を作成すること、および2回目以降の預入（積立）を行うことを依頼します。 2. この取扱いについては、貴行当座勘定規定または普通預金規定に拘わらず、小切手の振出または普通預金通帳の提示と同払戻請求書の提出を行いません。 3. 払出しおよび定期預金の預入（積立）について、その通知を私共へする必要はありません。 4. 積立金額等を変更する場合は、別途変更届によりお届けします。 5. この取扱いについて万一紛議等が生じましても私共において解決し、貴行に対して迷惑及び損害をかけません。	本規定に記載 口座振替契約内容 1. 定期預金預金者が貴行と契約した内容に基づき、振替払出口座から払出し定期預金口座を作成すること、および2回目以降の預入（積立）を行うことを依頼します。 2. この取扱いについては、貴行当座勘定規定または普通預金規定に拘わらず、小切手の振出または普通預金通帳の提示と同払戻請求書の提出を行いません。 3. 払出しおよび定期預金の預入（積立）について、その通知を私共へする必要はありません。 4. 積立金額等を変更する場合は、別途変更届によりお届けします。 5. この取扱いについて万一紛議等が生じましても私共において解決し、貴行に対して迷惑及び損害をかけません。